

桶川市農業経営改善支援センター設置要綱

(目的)

第1条 農業経営基盤促進法に基づき、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成と、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要となっている。このような農業経営を育成するためには、経営改善のための各種相談に対応する窓口を一本化し明確にすることにより、農業者の経営改善や担い手の育成支援をしていくことが必要である。よって、規模拡大や営農面での技術向上等に加え、新規就農や雇用、経営管理の合理化を促進する観点から、専門分野における支援活動を実施する。

(名称と設置機関)

第2条 名称は、「桶川市農業経営改善支援センター」(以下「支援センター」という。)と称し、環境経済部農政課内に設置する。

(活動内容)

第3条 支援センターは、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 農業経営改善に関する相談
- (2) 農業経営改善計画認定制度説明会の開催
- (3) 農業経営改善計画作成等研修会の開催
- (4) 農業経営改善スペシャリスト相談会
- (5) 認定志向農業者等部門別経営改善相互研鑽会の開催
- (6) 青年就農給付金経営開始計画の審査
- (7) その他

(農業機関・団体との連携)

第4条 支援センターは、桶川市農政推進会議の構成機関・団体と連携し、推進体制を整備し活動する。

(相談支援チームの編成)

第5条 農業者の相談に適切に対応するため、次の担当をもって相談支援チームを設ける。

名 称	構 成 員	
	所 属	職 名
桶川市 農業経営 改善指導 支援チーム	桶川市環境経済部	部長
	桶川市環境経済部農政課	課長
	桶川市環境経済部農政課	農政担当者
	さいたま農業協同組合北部統括部営農経済課	課長
	さいたま農業協同組合北部統括部営農経済課	営農指導担当者
	埼玉県さいたま農林振興センター農業支援部	桶川市担当技師
	桶川市農業委員会事務局	事務局長

(経営改善支援活動推進員の設置)

第6条 認定農業者等の組織づくり及び活動を支援・助長する経営改善支援活動推進員を置く。

2 経営改善支援活動推進員は、支援センターを設置する機関の長が委嘱する。

(その他)

第7条 支援センター活動の円滑な推進のため、桶川市農政推進会議及び必要な団体等と連携し、その強化を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。